

<議題3>

2026年7月27日～28日
第95回定期全国大会

規約第5条及び第27条解釈確認の一部改正

第51回定期全国大会（東京）決定（1987年9月5日）

第80回定期全国大会（伊東）で一部改正（2011年7月29日）

第92回定期全国大会（東京）で一部改正（2023年7月28日）

第95回定期全国大会（湯河原）で一部改正（2026年7月28日）

現 行	改 正
1. 組合員の範囲 旅客鉄道会社、貨物鉄道会社、ソフトバンクテレコム会社、J R から分離された各バス会社、鉄道情報システム会社、公益財団法人鉄道総合技術研究所、鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び J R グループに雇用された労働者をもって組織し、組合員名簿に登録された者をいう。 2. 加 入 個人加入を基本とする。 3. 臨時雇用員(特定の季節に雇用される者は除く)は組合員となることができる。但し、専従役員となることを制限する。 ※ 他の権利義務は平等とするが、契約更新ができなかった場合の解雇見舞金は支払わない。地方本部(北海道・四国・九州はエリア本部)の決定により、雇用契約継続のための訴訟を行なう場合、訴訟に必要な経費は組合が負担する。但し、賃金は補償しない。 契約解除後であっても、本人が希望した場合は組合員として認める。 組合費は別に定める。 4. 1 項において組合員名簿に登録された者が退職したときは、中央執行委員会が承認した場合に限り、組合員として認める。	1. 組合員の範囲 旅客鉄道会社、貨物鉄道会社、J R から分離された各バス会社及び J R グループに雇用された労働者をもって組織し、組合員名簿に登録された者をいう。 ※ J R グループとは、旅客鉄道会社、貨物鉄道会社及び J R から分離された各バス会社の連結決算対象会社及び持分法適用会社とする。 2. 専従者については専従期間に限り、組合員として認める。 但し、本部役員になることを制限する。 3. 加 入 個人加入を基本とする。